

(3) 今後の候補地選定方法について

資料6

候補地選定方法について

○候補地の募集については、以下のとおり公募と指定（推薦）がある

①立候補地公募

…湖東圏域内で立候補地を公募する。公募要件（地元還元策等）を決めることが課題。応募がなかった場合に、一からの対策が必要。

事業啓発と住民理解が得やすく、反対が起きにくい。

②受入地公募

…湖東圏域内で、立候補までではなく、施設受入可能な場所を公募する。公募要件（地元還元策等）を決めることが課題。応募がなかった場合に、一からの対策が必要。

事業啓発と住民理解が得やすく、反対が起きにくい。

③特定地指定

…協議会構成員による指定推薦。指定推薦のみとなると、どうしてもその場所という特別な理由がないと住民理解、周辺理解が得にくい。

選定の時間は短縮できる。ただ、交渉は時間がかかる可能性も高い。

**候補地募集（案）**

- A ①、②、③それぞれに長所、短所があるので、①～③すべてで募集する。
- B 募集をするために、地元への条件をある程度決めておく。
- C 事前の審査が可能なことから、申請窓口は地元自治体とする。
- D 申込者は、個人でも団体でも良いが、関係単位自治会長の同意必要。
- E 募集要項について、詳細を事務局で作成し、構成市町の主管課長と協議のうえ協議会に提案する。
- F 公募委員を含めた候補地選定委員会などの組織化を検討する。